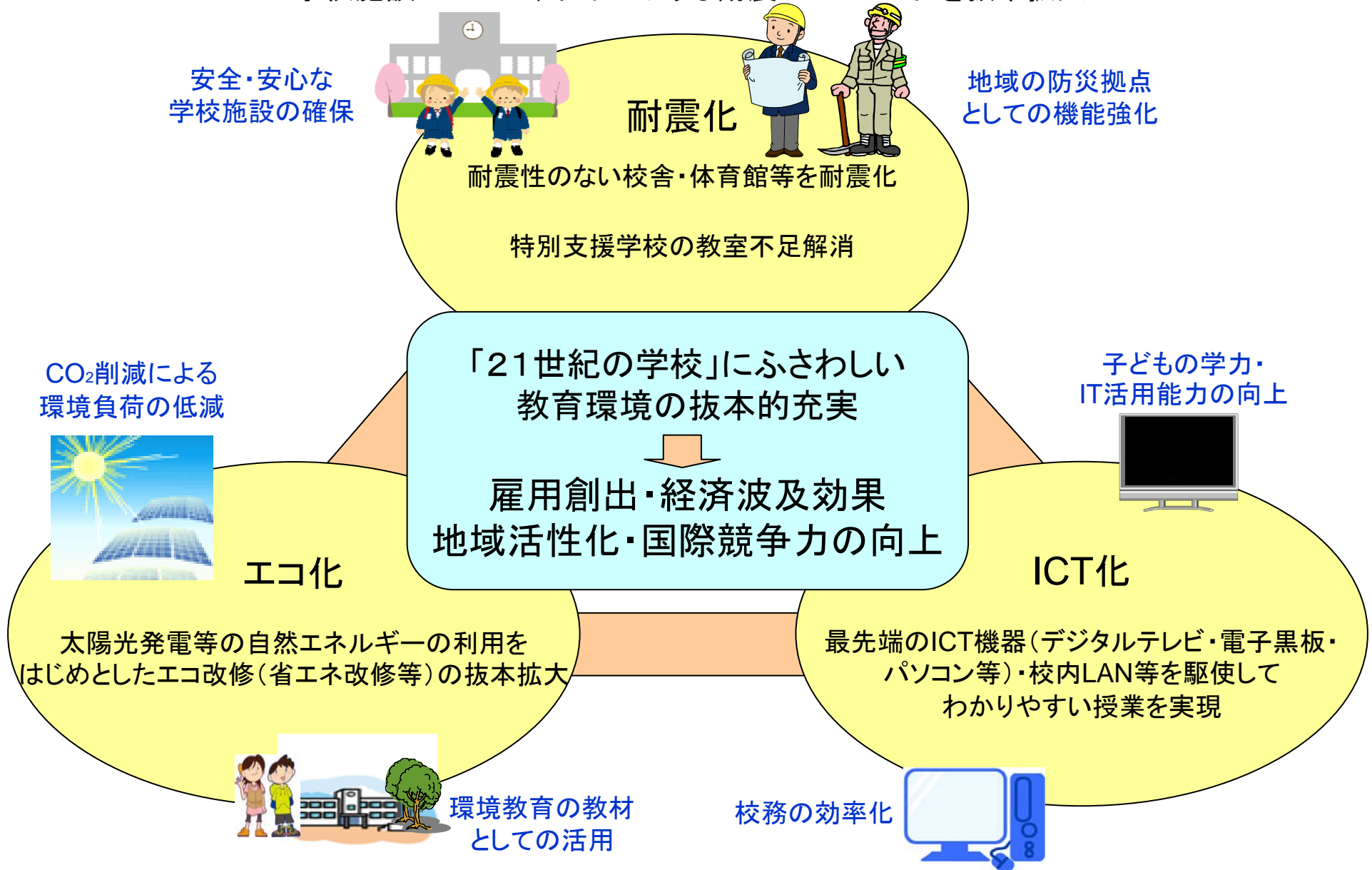


# 学校施設における耐震・エコ・ICT化の推進 「スクール・ニューディール構想」

平成21年度補正予算(案)  
国庫補助 4,881億円  
※国庫補助金のほか、地方向け臨時  
交付金により地方負担を大幅に軽減

学校施設について、以下のような耐震・エコ・ICT化を抜本拡大



# 「スクール・ニューディール」構想関係 平成21年度補正予算の概要

4,881億円

## (1) 学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大

2,794億円

### ・公立学校施設

2,641億円

- ・公立小中学校耐震化(Is値0.3未満の予算措置を完結するとともに Is値0.3~0.5を中心に、Is値0.5以上も含め 約8,300棟)  
※この他、特別支援学校、幼稚園の耐震化も推進
- ・公立小中学校の太陽光パネル(早期に現在の10倍となる1万2千校 設置を目指す)等エコ改修  
(省エネ改修(二重サッシ・断熱材等)、校庭の芝生化、ビオトープ等)
- ・特別支援学校教室不足解消(2,800教室の不足解消)  
※公立高等学校耐震化・太陽光パネルについて「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」で措置

### ・私立学校施設

153億円

- ・Is値0.3未満の建物を中心に、私立学校の耐震化を推進
- ・私立学校における太陽光パネル設置などのエコキャンパス事業を推進

## (2) 学校ICT環境整備

2,087億円

### ①地上デジタルテレビ(電子黒板を含む)の整備

667億円

#### ・公立学校等

647億円

- 〔 デジタルテレビ:現在活用されているテレビをデジタルテレビに整備(43.5万台)(幼・小・中・高・特別支援学校、公民館)  
電子黒板:各学校 1台(小・中) など 〕

#### ・私立学校

20億円

- ・デジタルテレビの整備等を推進

### ②学校のコンピュータ、校内LANの整備(公立学校)

1,420億円

- 〔 ・教育用・校務用コンピュータの整備(195.6万台)  
・校内LANの整備(17.2万室) 〕

# 地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

## 1 予算要求額 1兆3790億円(平成21年度補正予算)

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

## 2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

## 3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

## 4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当(建設地方債対象事業に限る)

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

## 5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

# 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定  
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

## ●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

## ●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

## ●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

## ●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

(平成 21 年度補正予算)

## 公立中学校武道場の整備

(1) 事業内容

中学校で新たに必修となった武道を円滑に実施できるよう、武道を行う上で不可欠な公立中学校武道場の整備促進を図ります。

(2) 補助制度

安全・安心な学校づくり交付金  
武道場新築 補助率 1/2

※ 平成 21 年度補正予算で、公共事業の地方負担分を補助するための交付金（地域活性化・公共投資臨時交付金）を新設。

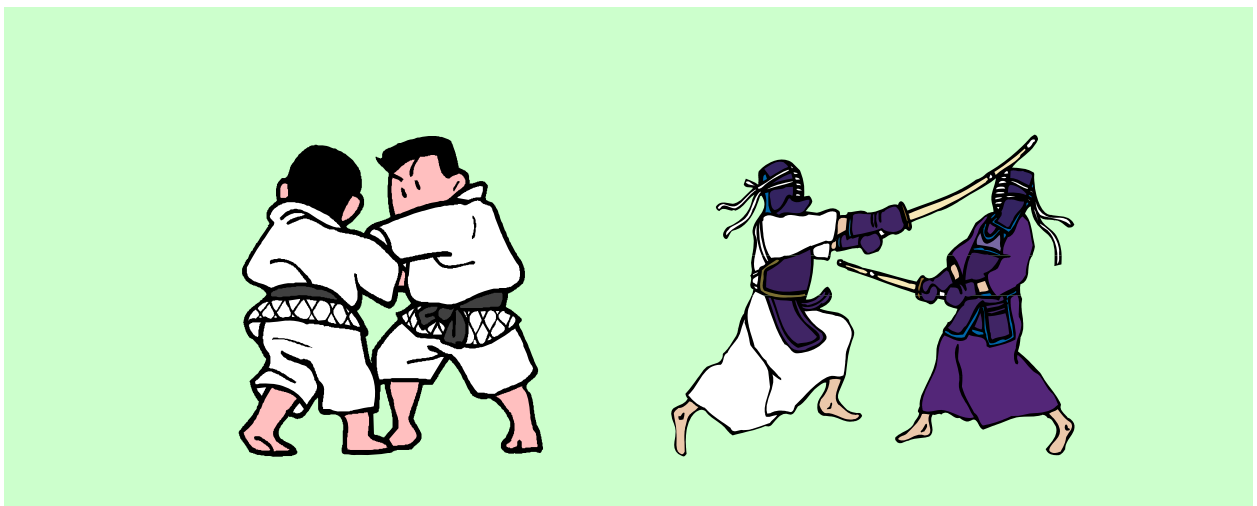
(3) 補助対象

地方公共団体(市町村等)

(4) 予算額 45 億円

(5) お問い合わせ

スポーツ・青少年局企画・体育課 施設係 03-6734-2672



# 中学校武道場(新築)に関する地方負担(イメージ)

平成21年度補正予算を活用する場合

- 文部科学省「安全・安心な学校づくり交付金」で整備する場合

国庫補助(補正予算) 1/2 (50%)	地域活性化・公共投資臨時交付金 (45%)
-------------------------	--------------------------

財政力を考慮し平均地方負担5%

- 林野庁「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」で木造武道場を整備する場合

国庫補助(補正予算) 定額	臨時交付金 (残額を充当)
---------------	------------------

財政力を考慮し平均地方負担数%

- 文部科学省「安全・安心な学校づくり交付金」と林野庁の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を活用して整備する場合

国庫補助(補正予算) 定額	臨時交付金 (残額を充当)	国庫補助(補正予算) 50%	臨時交付金 45%
---------------	------------------	----------------	-----------

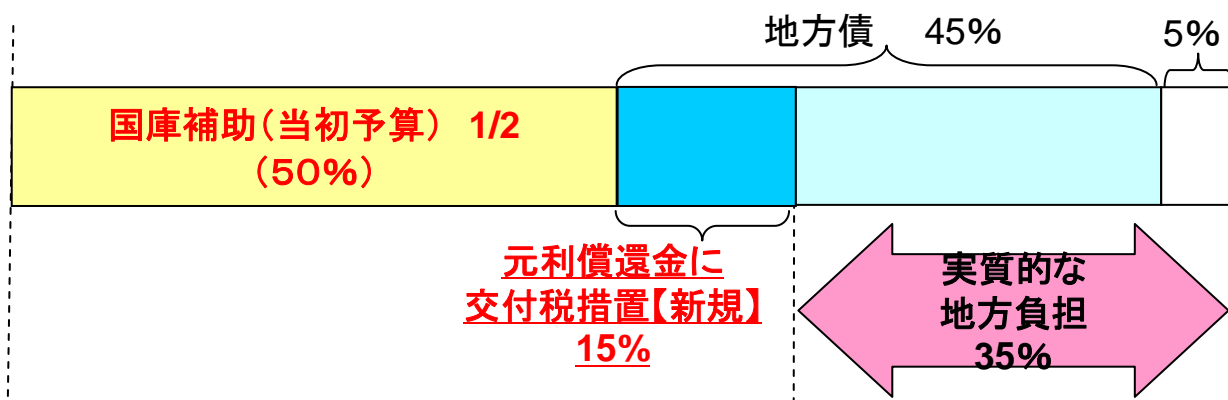
林野庁【内装】

文科省【内装以外】

財政力を考慮し平均地方負担数%

※臨時交付金の詳細については未定であり、上記は想定されるパターンを示したもの。

平成21年度当初予算を活用する場合



【本件担当】

- ・文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課施設係  
電話 03-5253-4111(内線2672)
- ・林野庁林政部木材利用課利用推進班需要開発係  
電話 03-6744-2297(内線6121)

## 中学校保健体育における武道の必修化について

### 平成18年12月 教育基本法改正

- 教育の目標として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と規定される。

### 平成20年 1月 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」

#### ⑩ 体育、保健体育

(i) 改善の基本方針

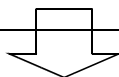
- 武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

(ii) 改善の具体的事項

(中学校：保健体育)

(ア) 体育分野については、小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、体育分野として示していた目標及び内容を、「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示すこととする。また、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らがさらに探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させ、第3学年では「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることを開始する。第3学年における選択については、運動に共通する特性や魅力に応じて、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」のまとまりと「球技」、「武道」のまとまりからそれぞれ選択して履修することができるようにする。(省略)

なお、すべての生徒に履修させることとなる「武道」と「ダンス」については、これまで以上に安全の確保に留意するとともに、必要な条件整備に努めるなどの取組が必要である。



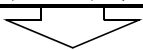
### 平成20年 3月 中学校学習指導要領改訂

#### 中学校における武道の必修化

### 平成20年 7月 教育振興基本計画

- 中学校保健体育の武道必修化に伴う施設整備や教員研修（中略）を支援する。

#### 指導者、施設、用具等の条件整備



### 平成24年度～ 中学校学習指導要領 完全実施